

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年5月27日
【会社名】	株式会社イーディーピー
【英訳名】	EDP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤森 直治
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 499,905,000円 (第18回新株予約権証券) その他の者に対する割当 33,600,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,408,600,000円 (注) 株式及び新株予約権の払込金額の総額並びに新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。また、新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	483,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。

- (注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2026年5月27日(水)(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会決議により発行を決議しております。
2. 発行数は、本新株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))において売買立会が行われる日をいいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」といいます。)である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されると仮定した場合の見込数であり、本新株式の割当予定先である、竹内工業株式会社(以下「竹内工業」といいます。)及び株式会社榎屋(以下「榎屋」といいます。)のそれぞれに対する割当予定金額である3億円及び2億円のそれぞれを発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円で除した数(100株未満切捨て)の合計数として算出しております。実際の発行数は、上記の3億円及び2億円のそれぞれを下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」(注)4の記載に従って算出される金額で除した数(100株未満切捨て)の合計数となります。
3. 本新株式の振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	483,000株	499,905,000	249,952,500
一般募集			
計(総発行株式)	483,000株	499,905,000	249,952,500

- (注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本新株式が、1株当たり2026年5月26日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されたと仮定した場合の見込額であり、上記「1 新規発行株式」に記載の発行数に2026年5月26日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円を乗じた金額として算出しております。実際の発行価額の総額は、2026年6月1日から2026年6月3日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式及び第18回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日(以下「条件決定日」といいます。)に決定されます。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,035	517.5	100株	2026年6月16日(火)から 2026年6月18日(木)まで のいずれかの日		2026年6月16日(火)から 2026年6月18日(木)まで のいずれかの日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社と竹内工業及び樋屋との間でそれぞれ、本新株式に係る総数引受契約(以下、個別に又は総称して「本総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先(以下に定義します。)との間で本総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。
4. 発行価格は、本新株式が、1株当たり2026年5月26日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とします。
5. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、本新株式が、1株当たり2026年5月26日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円で発行されたと仮定した場合の見込額です。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イーディーピー 総務部	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 池田支店	大阪府池田市栄町10番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	30,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	33,600,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の発行価額の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)
発行価格	新株予約権1個につき1,120円(新株予約権の目的である株式1株当たり11.20円)とするが、条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権1個あたりの払込金額が1,120円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を1個あたりの払込金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月16日から2026年6月18日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イーディーピー 総務部 大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
払込期日	2026年6月16日から2026年6月18日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)とする。
割当日	2026年6月16日から2026年6月18日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 池田支店 大阪府池田市栄町10番2号

(注) 1. 第18回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、発行決議日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに岡三証券株式会社(以下「岡三証券」といい、竹内工業及び槌屋とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに岡三証券との間で本買取契約を締結しない場合、岡三証券に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないことになります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、2026年5月26日の終値、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 3,000,000株(2026年3月31日現在の発行済株式総数15,474,600株に対する割合は19.39%、総議決権数154,385個に対する割合は19.43%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,058,600,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2028年6月19日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、本「4 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、当初、2026年5月26日の終値、又は条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い額に相当する金額とする。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、本「4 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）」において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、第三者割当により竹内工業及び榎屋に対して割当日付で当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、上記 により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,408,600,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日(当日を含む。)から2028年6月19日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 池田支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2. 当社は、2028年6月19日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

	<p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項はありません。</p> <p>但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定である。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(3) 本スキームの特徴」及び「(4) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本新株予約権の発行に係る、「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」又は「本資金調達」といいます。）が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の主な目的

当社は、優れた物性を持つダイヤモンドを様々な分野で利用するため、最も理想的な特性が発揮できる大型単結晶を製造・販売すべく2009年に設立されました。ダイヤモンドの優れた特性の中でも最も大きな貢献が可能と見られる半導体特性の利用を促進することで、単結晶ダイヤモンドの大型市場を創成することを大きな目標として、世界の先端を切って新しい製品を輩出して、事業を展開してまいりました。当社は国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）が開発した大型ダイヤモンド結晶製造技術を移転し、当社独自の手法を加えて量産技術に発展させて、様々な分野への製品を実用化してまいりました。

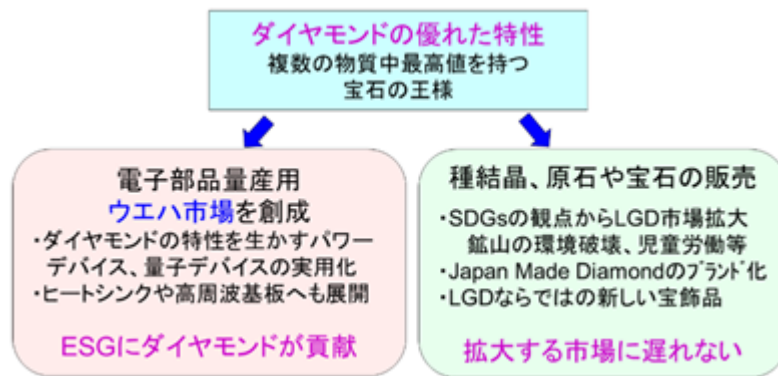
ダイヤモンドは様々な優れた特性を有しているものの、宝石としての利用は連綿と続いてきました。一方、半導体特性や熱伝導率は利用が限定されています。これは、その特性を利用するためのダイヤモンドの形態やコストが実用には十分でなかったことが原因とされています。特に半導体特性を利用するには、ダイヤモンド自身の純度や結晶品質を上げることが必要であり、デバイス製造に適した形態である「ウエハ」を利用できることが必須と考えられています。

しかし、半導体デバイス応用は基礎研究段階であり、必要な材料の市場は形成されておりませんでした。一方、宝石としての市場は巨大であり、設立後わずか期間で人工宝石市場が立ち上がり、当社はその中で新たな素材を供給する企業としてビジネスを開始することができました。

当社設立以前には宝石と言えば天然ダイヤモンドのみが使用されてきましたが、10数年ほど前から人工ダイヤモンド（Laboratory Grown Diamond、以下「ラボグロウンダイヤモンド」という。）が出始め、米国ではラボグロウンダイヤモンドのダイヤモンド宝石市場におけるシェアが50%を大幅に超え（出典：Fortune Business Insight; Lab Grown Diamonds Global Market Report 2026）、ラボグロウンダイヤモンドを使用した宝飾品は宝石店やネットで広く販売されております。

当社は世界に先駆けてラボグロウンダイヤモンドを成長させるための原料となる種結晶を発売し、主要製品としてラボグロウンダイヤモンドを製造する企業へ販売してまいりました。当社種結晶は高い結晶品質であることから、宝石生産の歩留まりが高く、優れた種結晶との評価を得ております。近年になって、種結晶は次第に大型化しており、当社もこれに対応した製品のラインナップを進めております。

本日別途公表した当社の中期経営計画の方針は、ダイヤモンドのこれら2つの応用を当社のビジネスとして位置付け、展開を図っていくもので、以下の図のとおりであります。



以下にこの2つのダイヤモンドの応用分野について、当社の考え方をお示しいたします。

半導体特性を利用するデバイス分野においては、ダイヤモンドをデバイスに応用する開発は優れた特性を実現できる可能性が示され、活発に研究開発が行われております。近年、各国がその研究開発を支援することに拠って基礎技術が進展し、その応用の可能性が明確になってまいりました。現時点で有望視されている応用は、以下のようにまとめられます。

電力制御を行うパワーデバイス：自動車、鉄道車両及び産業機械の電力を制御する高效率デバイス。大電力の制御が求められる用途で利用が期待されている。

高周波の高出力デバイス：10GHz以上の高周波を利用する、次世代通信やレーダー等で、高い出力が必要な機器において電力増幅等の機能を果たすデバイス。

弱磁場の検出などを行う量子センサー：ダイヤモンドの結晶欠陥の一つであるN-Vセンター（窒素と空格子が組になった欠陥）を使い、微弱な磁場を検出するセンサーとして利用。地磁気、心磁場、脳磁場等の検出ができれば、GPSや医療機器などで利用が期待できる。

常温で動作する量子コンピューター：と同じようにN-Vセンターを使って、量子コンピューターとして動作する可能性がある。既存の量子コンピューターは液体ヘリウム冷却で-269程度の温度で動作しているが、冷却を必要としない量子コンピューターができれば様々な機器で膨大な計算（AI等を含む。）が可能となり、自動車の自動運転等で利用が期待できる。

これらの応用を目指すには、様々なダイヤモンド素材が必要とされていますが、当社は既に開発に使用するための各種素材を実用化しており、多数の開発を行っているユーザーと恒常的に接触しております。この中から今後必要なダイヤモンド素材を把握して、今後の開発方針の大略を決めております。近年、各ユーザーの製品開発計画によって、当社へ早期に実用化を要請されるケースが増加しております。

このような状況の一つが、2026年3月26日に開示しました株式会社本田技術研究所（以下「本田技研」という。）との共同研究を実施するための意向確認書締結でした。本田技研は本田技研工業株式会社が生産する各種の自動車に使用するパワーデバイスを開発する意思を持っており、このために必要なダイヤモンド素材について当社と共同研究を進める意向です。この中には、既に当社が開発を開始している2インチや4インチウエハ等が含まれており、この応用分野では縦型デバイスを必要とするため、低抵抗ウエハも重要なアイテムとなっております。

半導体デバイスの製造においては、円盤状のウエハを使用することは量産品の価格を低く抑えるためには必須です。これは、ウエハを用いた製造方法が既に装置類を多種類用意できており、同時に多数のデバイスを作ることによってコストを低減できるからです。現在は4インチ（直径100mm）のウエハを使うことが、最小のウエハサイズで、このサイズのウエハが使えることは大量のデバイスを使用するためには重要な要件です。

試作の製造ラインとしては、2インチ（直径50mm）ウエハを使うようにアレンジすることは可能で、その意味では開発段階では2インチウエハを利用することが考えられます。ダイヤモンド以外の材料では、ウエハ面積の拡大に結び付く単結晶の大型化が可能ですが、ダイヤモンドは現在使用しているマイクロ波プラズマCVD法では、単結晶の面積拡大を行うことができません。このため、単結晶ダイヤモンドでは、当社が発売した1インチ（直径25mm）ウエハが最大サイズで、当社はこのサイズの拡大を以下に示す2つの方向で進めています。

25x25mm以上の面積を持つ単結晶4つを横方向に接続し、疑似的に単結晶として使用できるモザイク結晶を作製し、これから直径50mmの円盤を切り抜いて、2インチモザイクウエハを作製する。

開発済みの30x30mmの単結晶をさらに拡大し、50x50mm以上の単結晶を作製する。

この内、の開発を昨年末までに目途を付ける計画でしたが、単結晶を横方向に接続した部分に応力が発生し、割れたり、亀裂が発生したりしました。この問題はこれまでのサイズのモザイク結晶では現れ

ていなかった現象で、この解決に長時間を要しておりましたが、当社はこれらの問題を克服し、2インチウエハ用モザイク結晶の開発に成功し、2インチモザイクウエハを本年10月以降には量産に移す所存です。当社はイオン注入を利用して、気相成長した結晶をその親結晶から分離する技術を保有しており、当該モザイク結晶を利用することで、2インチモザイクウエハを量産することが可能と考えています。

また、他のユーザーからもウエハの結晶欠陥の低減や、表面粗さの改善等の要求と共に、デバイスを製作するために必要な複層のエピタキシャル層の成長も課題として開発要請を受けています。加えて、量子デバイスの開発については、不純物の濃度の低減や、(111)面ウエハが必要とされています。このような多岐に亘る開発要請に応えて行くことで、ダイヤモンドウエハ等の市場を大型化することが期待できます。当社は本田技研との共同研究契約が締結できれば同社と共同開発案件の一つである大型ウエハ開発を直ちに実行します。また、他のデバイス関連企業ともその企業が必要なダイヤモンド素材に関する共同研究を実施する可能性があります。

大型ウエハを開発するには、現状の装置では対応できず、成長装置、研磨装置等の大型化への対応が必要であり、新たな開発設備の導入と新規の設備開発が必要となっております。これらの開発においては、当社だけでは完結できないと考えられる技術内容もあり、他社との開発の共同化が重要になると考えております。

ラボグロウンダイヤモンド分野においては、当社はその黎明期から種結晶を販売してまいりましたが、種結晶と同じ気相成長技術()で製作できる宝石を製品に加えることを開始しました。エス・エフ・ディー株式会社(以下「SFD」という。)をそのための子会社として設立し、インドやベルギーにも子会社を設立しました。これらの企業を使ったビジネス展開は、インドの輸入ライセンスを獲得するのに長期間を要し、日本からの輸出規制が厳しくなったことで、所期の計画どおり進まなかったために、本年3月31日で当社がSFDを吸収合併し、これによってラボグロウンダイヤモンドビジネスの一貫性を図るとともに、間接費の削減などを通してコスト低減が行える見込みであります。

気相成長技術

物質をガス相から形成する手法の総称で、物質を作るために必要な原料をガス相に取り出す手段や、反応を活性化する方法によって様々な手法があります。ダイヤモンドの人工合成法では、超高压法、爆発法とともに気相合成法がその手段として利用されています。ここでは、多くの場合メタンガスと水素を反応ガスとして、プラズマ、火炎や高温の金属線等を、ガスを活性化する方法として利用して、ダイヤモンドを成長させる技術が知られています。

当社の宝石の販売方針としては、日本で作るダイヤモンドであることを前面に出したJapan Made Diamondをブランド価値に据えています。宝石の生産においては、電力が最も大きな原材料ということですが、当社は再生可能エネルギーを用いた電力を購入して生産しており、加工等においても信頼できるサプライチェーンを形成しております。このようなことから、当社の製造するダイヤモンド宝石は極めて厳格に管理されていると考えています。

また、外注や委託生産を行う企業にもCO2排出量計算を依頼する等して、総合的にカーボンフットプリント(単位量当たりの排出CO2量)を削減することを意識したサプライチェーンを確立しております。当社のラボグロウンダイヤモンド製作においては自社製種結晶を使用し、国内の工場で原石を製造しております。また、加工は厳密に調査した安心できる海外の企業に委託しております。当社は、既にカラーダイヤモンドの生産技術も確立し、ラウンドブリリアントカット以外の様々なカット形状や当社製造原石の形態を生かした宝石デザインにも着手しております。

これまで宝石の販売において十分な結果を出せなかったのは、組織的な販売体制を構築できておらず、既存のECサイトへの出店と、散発的に宝飾品企業や宝石店等への対応を行ってきたことが原因でした。今後は、以下の方針で販売の拡大を進めて行きます。

国内においては、既に当社製品を販売することを開始した企業を核にして、Japan Made Diamondを販売する10社程度の企業や宝石店の組織を作り、デパートや有力宝石店への販売を行う。

国内においてSNSを活用した、本格的なECによる販売を開始する。このために、ホームページの整備や、SNSの本格活用方法を、コンサルタント企業へ設計を依頼する。

当社原石を使った宝石や宝飾品で、他社との差別化を図るためには、宝石と宝飾品のデザイナーとの連携が必要であり、候補者を見つけて交渉を開始している。今後はこの業界の人脈を持つ宝飾品店を経由して、必要な連携相手を発掘する。

以上のような販売関連の各種の活動において、必要となるホームページの作成・維持やコンサルタント費用、最終的には企業買収などにかかる費用は、「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使

途 ラボグロウンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立について」の「3) 宝石及び宝飾品の販売体制の構築：220百万円」に含まれています。

Fortune Business InsightのLab Grown Diamonds Global Market Report 2026には、現在のダイヤモンド市場におけるラボグロウンダイヤモンドのシェアは34%以上であり、今後10年間は13%以上の成長率が予想される、と述べています。ダイヤモンド宝石並びに宝飾品市場が巨大であることから、魅力的な製品を開発し、的確な販売方式を実行することが必要なことだと考えられます。なお、現在ラボグロウンダイヤモンドの販売は、米国等の大手ECでの販売量が全体の半分以上とされています。当社もこのようなサイトでの販売を行っていく必要がありますが、その場合にはこれらのサイトへ出店する個数が、売上にほぼ比例すると分かっておりますので、将来は日本や東アジアでの大量の販売を目指すために、原石の生産能力を拡大する必要があります。但し、このような国内や東アジアでの販売状況が変化するには、少し時間を要しますので、この間に当社の体制を整えることを計画しております。

原石生産能力の増強には、成長装置やレーザー切断装置を増強する必要があります。また、販売を強化していくには、相応の宝石在庫を持って、宝飾品に加工することを進める必要があります。したがって、これらの委託加工費用等が増加することに対する資金的な余裕を持つことが必要です。

当社は2026年3月期において707百万円を新株予約権の行使によって調達しましたが、特にデバイス関連の新製品の開発にはこれまでとは規模の異なる開発設備の購入が必要です。また、宝石についても生産増強や加工費用等を負担するには十分な余力を持っているとはいえない状況です。以上のような2つの分野への対応として、当社の財務の安定性を確保しながら、上記開発及び生産設備導入や開発技術者の増強を進めるために、今般の資金調達を行うことといたしました。

当社のウエハ、基板、エピ基板を必要としているデバイス関連の国内顧客は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等からの開発資金を得ているか、若しくは近い将来に得ることが見込まれます。当社は多岐に亘るユーザーの要求に応えられる非常に多種類のダイヤモンド素材を製品化しているため、デバイス開発が近づくにつれて、開発に使用する各種ダイヤモンド基板等の当社からの購入が今後増加することが見込まれます。

同様の国等からのサポートは、米国や欧州でも大規模な資金投下が行われていますので、既に当社のウエハや基板を購入しているユーザーは、受注量が増加すると考えられます。また、このような状況からダイヤモンドデバイス開発に参入する企業等が増加すると見られますが、当社が多岐に亘るダイヤモンド素材を供給していることから、当社が既存製品だけでなく、現在開発を計画しているダイヤモンド素材の購入量も増加すると考えられ、当社の売上高の増加にも繋がるものと考えております。

ラボグロウンダイヤモンド市場は依然として高速で成長を続けており、米国では2年前にダイヤモンド宝石市場の50%を越える市場占有率となったことが報道されています。一方、日本は市場占有率が10%を大きく下回る状況であるとされており、依然として市場規模が大きくありませんが、世界の趨勢に従って需要が拡大すると考えられます。また、東アジア地域では日本製品に対する信頼感がありますので、この地域での販売体制を構築することで売上的大幅な増加が可能となると考えております。Japan Made Diamondを核とする販売戦略を、EC(Electric Commerce)を組み合わせた販売手法を使って、展開する計画です。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「5 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(4)他の資金調達方法」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3)本スキームの特徴」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、本新株式の発行と並行して、岡三証券からの提案である第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

本資金調達は、当社が、竹内工業及び樋屋に対して本新株式を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに一定の資金を調達しつつ、岡三証券に対して本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによってさらに当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権について、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、当社と岡三証券との間で締結する本買取契約に規定される内容を含め、本新株予約権の概要は以下のとおりとなります。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初1,125円、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額のいずれか高い額に相当する金額であり、各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上

上回る場合又は下回る場合に、当該金額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満を切り捨てた額ですが、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回

当社は、本買取契約に基づき、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、本新株予約権につき、本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」といいます。)ができます。行使指定の期間は、原則として、本買取契約に基づき行使指定通知書が交付された日の翌取引日(当日を含みます。)から20取引日後の日までの期間(以下「行使指定期間」といいます。)であり、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日の前取引日に行使指定通知書により行使指定の通知を行います。割当予定先は、かかる行使指定を受けた場合、本買取契約に従い、行使指定期間において、行使指定個数の全てにつき、本新株予約権を行使する義務を負います。但し、一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定を行った日(以下「行使指定日」といいます。)の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社普通株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と払込期日現在の上場株式数の10%に相当する株数(但し、当社普通株式について株式の併合、分割又は無償割当てその他これらに類する事由が生じた場合には、当該株式数は合理的に調整されます。)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。

なお、行使指定に際しては、行使指定日において、以下の要件を満たすことが前提となります。

- () 東京証券取引所の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
- () 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること(但し、初回の行使指定の場合を除きます。)
- () 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- () 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- () 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が東京証券取引所の定める株券の呼値の制限幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- () 停止指定(以下に定義します。)が行われていないこと

但し、行使指定後、当該行使指定に係る行使指定期間中に東京証券取引所における終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。

また、当社は、行使指定を将来に向かって撤回することができます。行使指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、書面により行使指定の撤回に係る通知(以下「行使指定撤回通知」といいます。)を行います。行使指定は行使指定撤回通知に記載された行使指定失効日を持って効力を失いますが、行使指定失効日は行使指定撤回通知が行われた日(当日を含みます。)から2取引日以降の日とします。

当社は、上記の行使指定期間の通知又は行使指定撤回通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

本新株予約権の停止指定及び停止指定の撤回

当社は、本買取契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定すること(以下「停止指定」といいます。)ができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により停止指定期間の通知を行います。割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本買取契約に従い、停止指定期間中に本新株予約権を行使することができません。但し、上記の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って5取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の停止指定の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

本新株予約権の取得に係る請求

(イ)割当日の翌日以降、2028年6月19日までの間のいずれかの20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ロ)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(ハ)本買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(ニ)当社が本買取契約上の義務に違反した場合、割当予定先は、本買取契約に従い、取得期間の初日の前取引日に、当社に本新株予約権の取得に係る通知書を交付することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求に係る通知書を受領した日の翌取引日(当日を含みません。)日から15取引日以内に、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて取得するものとします。

当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。また、当社は、当社が消滅会社となる組織再編行為につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とします。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、2028年6月19日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

本新株予約権の譲渡

本買取契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となります。また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定及びその撤回を行う権利、本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利等は、譲受人に引き継がれます。

(3) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

当初における一定の資金の調達

本新株式の発行により、払込期日に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

株価上昇によるメリットが享受できること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、株価の上昇局面においては行使価額も上方修正されるため、本新株予約権の行使による調達額が増大するメリットが享受できます。

株価への影響の軽減を図っていること

下記「3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載のとおり、岡三証券と締結する本買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。

また、当社が行使指定や停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

さらに、行使指定を行う際には、東京証券取引所における終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由 本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式の交付による需給悪化懸念に配慮した設計となっております。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は3,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

<デメリット>

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。本新株予約権は行使価額修正条項がついているものの下限行使価額が設定されていることから、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、本新株予約権の行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

岡三証券の当社普通株式に対する保有方針は純投資目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

希薄化の発生

本新株式発行による最大新規発行株式数483,000株（議決権数4,830個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株（議決権数30,000個）を合算した株式数は3,483,000株（議決権数34,830個）であり、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数15,474,600株（議決権数154,385個）を分母とする最大希薄化率は22.51%（議決権ベースの最大希薄化率は22.56%）に相当します。但し、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

停止指定による行使制限

当社が停止指定を行う場合、当社は割当予定先に対し、停止指定期間の初日から遡って5取引日前までに書面により停止指定期間の通知を行う必要があるため、通知から少なくとも5取引日の間は、割当予定先により、下記「3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」記載の行使制限の範囲内で、本新株予約権の行使が行われる可能性があります。

ロックアップ

本買取契約において、当社は、本新株予約権が残存する限り、同契約締結日からその180日後の日までの期間において、岡三証券の事前の書面による同意がない限り、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合等を除きます。)こととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。

(4) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債(CB)

CBは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいとされます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回は必要調達額の全額を借入れ、社債又は劣後債により調達する形ではなく、財務健全性や今後の借入余地とのバランスを勘案し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことが適当と判断いたしました。

本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行する場合、通常、一回の発行決議により条件を決定します。

しかし、今般の発行においては、発行決議日と同日に、当社の新たな中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表されており、これらの市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えておりま

す。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、本日一回目の本新株式の発行決議を行った上で、株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定めることとし、当該条件決定日までの間の株価の値動きを考慮し、条件決定日における二回目の発行決議により本新株式の発行条件を最終的に決定しようとするものであります。

具体的には、通常の株式の第三者割当における条件決定の方法を踏まえつつも、上記のとおり株価への影響も考慮するために、本新株式の発行価額は、当社普通株式1株当たり、発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とします。

なお、上記のとおり、中期経営計画及び本新株予約権の発行にかかるアナウンスメント効果が一定程度あり得るものと見込んでいることから、これらが株価へ適切に織り込まれるためには、上記の一定期間として発行決議日より2取引日から4取引日空けることが適切であると判断しております。また、中期経営計画の詳細については、本日開示した「『中期経営計画2028』策定に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式と同様、本新株予約権についても、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、発行決議日と同日に、当社の新たな中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表されており、これらの市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であると考えております。

したがって、中期経営計画の公表及び本新株式の発行の決議・公表に伴う株価への影響の織り込みのために、本日より2取引日から4取引日空けた日を条件決定日として設定しています。

本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本有価証券届出書提出日(発行決議日)の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき金1,120円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されておられません。そこで、発行決議の内容を反映した株価状況が形成されていると考えられる発行決議日から3取引日乃至5取引日後の条件決定日の前取引日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本有価証券届出書提出日(発行決議日)以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき金1,120円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本有価証券届出書提出日(発行決議日)以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき金1,120円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき金1,120円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、本日現在の価値(本新株予約権1個につき金1,120円)を下回って決定されることはありません。

なお、条件決定日を発行決議日から3取引日乃至5取引日後と設定した理由は、発行決議日の翌取引日又は翌々取引日においては、本日の一連の開示による影響を十分に株価に反映できない可能性があるためであり、発行決議日から2取引日空けた3取引日後を条件決定日とする予定です。また、当該日において、ストップ安やストップ高になる場合等、株価が安定しない場合も考えられることから、4取引日後及び5取引日後を条件決定日の予備日としております。

本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、本有価証券届出書提出日公表の中期経営計画及び本新株式の発行による株価への影響の織り込みのため、並びに既存株主の利益への配慮という観点から下限行使価額を適切な水準に保つため、本有価証券届出書提出日(発行決議日)の直前取引日の終値と条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を比較し、より高い方の株価を基準として、条件決定日において以下のように決定されます。なお、下限行使価額が675円(発行決議日の直前取引日の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)を下回ることはありません。

条件決定日の直前取引日の終値が1,125円(発行決議日の直前取引日の終値)以上である場合
条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額とする。

条件決定日の直前取引日の終値が1,125円(発行決議日の直前取引日の終値)を下回る場合
675円(発行決議日の直前取引日の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)とする。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は岡三証券との間で、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「(注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2)資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定であります。

<岡三証券による行使制限措置>

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使可能期間が本新株予約権と重複するものを発行している場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとします。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

当社は、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付並びに第三者割当による竹内工業及び榎屋に対する本買取契約の締結日付の当社の株式の交付を除き、本買取契約締結日以降、本新株予約権が残存する限り、岡三証券の事前の書面による同意を受けることなく、本買取契約の締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象とするストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、本買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合並びに単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡しに伴い当社普通株式を交付する場合があります。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

岡三証券は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である藤森直治は、その保有する当社普通株式について岡三証券への貸株を行う予定ではありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 本新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,908,505,000	16,000,000	3,892,505,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(499,905,000円)に、本新株予約権の発行価額の総額(33,600,000円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(3,375,000,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株式の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を本新株式の発行価額と仮定した場合の金額ですが、本新株式の最終的な発行価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とします。
3. 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使された場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初行使価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、割当予定先の調査費用、登録免許税等の合計額であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,892,505,000円につきましては、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
2インチ単結晶ウエハの開発投資	670	2026年8月～2028年3月
4インチモザイクウエハの開発投資	810	2027年10月～2029年3月
2インチ低抵抗ウエハの開発投資	830	2027年1月～2028年10月
ラボグローンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立	800	2027年7月～2029年5月
開発並びに製造工場の増、新設	782	2027年8月～2028年12月
合計	3,892	-

- (注)1.本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資金又は借入等も活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。なお、本新株予約権の行使期間における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の方針が変化することはないと見られますが、状況によっては他社との連携や買収などの新たな資金使途も検討の対象といたします。
- 2.当社は、本新株式の発行並びに本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3.上記具体的な使途につき、 から の順に優先的に充当し、また、 については、開発の進捗や受注状況、とりわけ国内外のデバイス関係のプロジェクトの進捗状況を踏まえて機動的に充当する予定であります。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

当社が大型ウエハ等の新製品を市場に投入し、宝石を大量に販売するビジネスの新体制を構築するには、今後3年程度の期間において様々な投資が必要となります。これらについて上記の使途の項目ごとに内容を示します。なお、上記の使途 から は、本日別途公表した当社の中期経営計画に準拠しております。本田技研と本年8月中旬に締結を予定している共同研究開発契約の内容によって設備導入時期や規模が変更される可能性があります。

2インチ単結晶ウエハの開発投資について

2インチ単結晶ウエハを作製するには、50x50mm以上の面積を持つ単結晶を開発する必要があります。2025年2月に製品化した30x30mm単結晶を、50x50mm単結晶に拡大する開発が、現在進行中であります。この50x50mm単結晶は4インチモザイクウエハの開発に必要な素材であり、その為にも公表しておりますロードマップで2028年3月までに開発することを目標としております。開発の結果として2インチ単結晶ウエハが製品化できる見通しです。2インチモザイクウエハに比べると、結晶粒界が無い分、利用できる面積が大きくなり、製作できるデバイス数を増加できます。

単結晶の面積の拡大は、しかし、現在使用しているマイクロ波プラズマCVD装置では、面積方向の成長はできないため、(100)面成長で厚さ方向の成長を行っておりますが、この(100)面の方向を変えて成長することによって、単結晶の形状を拡大します。厚さ方向に十分な成長を行うためには、成長装置の内部構造をこの成長に合致するように工夫する必要があり、新規に成長装置を開発することが必要です。

また、当社のウエハ製作工程の都合から、2インチ単結晶ウエハ(直径50mmの円盤状)を作製するためには、50x50mm以上の四角形の単結晶を得る必要があります。半導体分野で使用する製品ですので、結晶品質が高いものを作る必要があり、成長速度はそれ程早くない条件を選んでおります。このため、成長には通常条件に比べ非常に長期間が必要であり、安定的な成長ができ、結晶成長の高さが50mm以上の装置を開発する必要があります。

また、早急に50x50mm単結晶を作製するために、開発要員の増強をすぐにも行う必要があり、公募を急ぐとともに、人材紹介会社への依頼を行います。2インチ単結晶ウエハの開発案件に、2名の開発技術者が必要と考えております。

投資計画の内容は以下のとおりです。

- 1) 大型単結晶成長装置：50百万円×3台
- 2) 大型研磨装置(粗研磨、精密研磨)：100百万円×2台
- 3) 大型単結晶切断設備：200百万円(装置メーカーの開発費を含む)
- 4) 形状計測、表面粗さ計測等のウエハ評価装置：80百万円(数件の装置を含む)
- 5) 開発人件費増：10百万円/年・人×2人×2年=40百万円

4インチモザイクウエハの開発投資について

4インチモザイクウエハの開発は、現在進めています2インチモザイクウエハの製作技術開発をベースとして、さらに大型のモザイクウエハを製作する技術を構築する必要があります。また、当社のイオン注入を使った分離技術によって4インチモザイクウエハを量産することとなりますが、製作した親結晶及びウエハの表面を平滑にする必要があり、これを可能とする4インチ対応の大型の研磨機を開発する必要があります。

4インチウエハは半導体製造プロセスの標準的な装置構成によって、デバイスの製作を行うものですが、その場合には既存の製造プロセスに適合できるウエハとする必要があります。例えば、表面の粗さ、反り、うねりといった形状の制御は必須であり、これらを評価できる設備の導入も必須です。

また、4インチウエハの開発に当たり、モザイク結晶での開発の他に、シリコン等の他材料のウエハ上にダイヤモンドの基板を貼り付ける、貼り付けウエハでの開発も同時並行で進める考えです。この開発はこれまでの当社のウエハ作製技術とは異なった内容であり、一部の開発を産総研にも委託するような方法も考慮に入れております。従って、委託研究費などの費用も必要になると考えております。

4インチウエハをモザイク結晶で開発する計画が最優先ですが、このためには記載した50x50mm単結晶の開発が必要です。2027年9月までにこの開発が完了すれば、そこから4インチモザイク親結晶の開発に着手し、目標としている2029年3月までにこれを完成する所存です。

一方、4インチウエハのモザイク親結晶を作るためには、現状の成長装置の成長可能面積の拡大や、研磨装置の大型化が必要であり、それらの開発は2インチ単結晶ウエハの開発と並行して進める所存です。4インチモザイク結晶の開発が可能かどうかは、2027年10月には見通しを明らかにできると考えています。ここでモザイク結晶の開発が難しいとの見通しになった場合には、単結晶ウエハの開発や、張り付けウエハの開発が行えるように、事前に基礎的な検討を行う所存です。記載した貼り付けウエハ関連開発の費用には、この様な他の方法による4インチモザイクウエハの開発に係る費用も、含まれております。4インチモザイクウエハの開発案件に、2名の開発技術者が必要と考えております。

- 1) 大面積成長装置(915MHz装置等)：160百万円
- 2) 大面積研磨装置：100百万円×2台
- 3) 形状計測関連設備：合計120百万円×1式
- 4) 貼り付けウエハ関連開発(共同研究費を含む)：270百万円
- 5) 開発人員増強：10百万円/年・人×2人×3年=60百万円

2インチ低抵抗ウエハの開発投資について

大電力を扱うパワーデバイスではほぼ必須の構造である縦型デバイスでは、大型化された低抵抗基板を使用する必要があります。電気自動車で使用するようなパワーデバイスの開発を目指す各社にとっては、早急に低抵抗の大型ウエハが必要で、共同研究を進める計画の本田技研だけでなく、内外の研究機関から開発を求められています。このウエハは通常のダイヤモンド結晶の大型化とは異なった製作手法が必要です。これは、低抵抗ダイヤモンドはホウ素を高濃度に含有したダイヤモンドですが、当社の基盤技術であるイオン注入による分離技術が適用できないという大きな違いがあります。この技術が適用できないことによって、モザイク結晶の作製も当社が行う通常の方法では行えないことが分かっています。また、現在低抵抗ダイヤモンドの製造に使用しているレーザーによる母結晶の切断による分離法は、2インチ以上の大型ウエハへは適用できないと考えられます。従って、当社としては他の方策を検討する必要があり、今後1年間に基礎的な検討を経て、2~3通りの手法を考案し、それぞれを実際に試した上で実用的な手法を確立する計画です。基礎的な検討の段階で新しい手法が明確となれば、特許の出願を行って、新しい技術を今後のウエハ販売の武器としてまいります。製造工程が決まっている場合に比べますと、開発費用が多額となると考えられます。しかし、EVに適用できるパワーデバイスが実用化すれば、市場は確実に巨大となり、当社としても大量のウエハ供給が求められることとなります。このデバイスが実用するには最低でも10年を要すると見られますが、各社はすぐにでも開発をスタートしたいと考えており、製品化できれば開発需要だけでも非常に大きな市場となると想定できます。当社は現時点では世界で唯一気相成長法による低抵抗ダイヤモンドを商品化している企業として、今後のこの開発の先頭を切っていくことで、EVにおいてダイヤモンドパワーデバイスの実用化に向けて積極的な後押しをしていく所存です。

また、低抵抗ダイヤモンドの製造に用いられるボロンの原料として現在使用しているトリメチルボロン(TMB)は非常に高価で、大型ウエハの価格をユーザーが想定するレベルに下げることが困難と考えられま

す。代替する原料としてはジボラン(B₂H₆)ですが、猛毒の物質であり、使用するためには排ガスの処理や供給設備の漏洩対策が必要です。これらの対策を 示す新しい開発建屋で実現することを想定しています。2インチ低抵抗ウエハの開発案件に、1名の開発技術者が必要と考えております。

- 1) 大出力レーザー装置：300百万円(メーカー開発費を含む)
- 2) ジボラン使用環境の構築：200百万円
- 3) 大型低抵抗ダイヤモンド成長装置：70百万円x3台
- 4) 低抵抗ダイヤモンド物性評価装置等：合計100百万円
- 5) 開発人員増強：10百万円/年・人x1人x2年=20百万円

ラボグローンダイヤモンド原石増産及び宝石販売体制の確立について

宝石のビジネスを展開するためには、一定量以上のルースを確保することが非常に重要です。これはユーザーの要求が多岐にわたるために、これに応えることができるカット形状、カラット数、カラーなどの品質を揃える必要があります。通常と考えれば、数千カラットの宝石を生産できることは、初期的なビジネスとして必要な量と考えられますが、現在の当社の生産能力は、全成長装置を使ったとしても、原石を約5000カラット/月しか製造できず、ルースにすると1500カラット/月以下と推定されます。

また、当社の成長装置1台当たりの生産量は150カラット/月で、インドの企業に比べると見劣りしています。宝石の販売は量だけでなく、デザインや販売方法によって大きく左右されますが、やはりある程度の生産量の確保は、コスト低減には必須の要件と考えられます。1台当たりの生産量を拡大するためには、成長装置の改良が必要ですが、既にウエハ開発において成長装置の面積化は達成しており、その装置を原石生産に適用することで、ゼロから改良を行う場合と比較し、大幅なコスト削減ができると考えられます。改良には1年近くの期間が想定され、現状の装置に比べると高価になると想定しています。最初は試作的に少数の改良した成長装置を導入し、量産の見通しが立てば、この成長装置を多数購入して当社にて同様の改良をすることで原石の生産規模を一気に拡大できると考えられます。既存の成長装置の改造も行って面積化を行うので、当社の原石生産能力が拡大します。

この様にして作製した原石からルースを製作し、宝飾品の販売業者に販売するか、当社が独自のサプライチェーンを形成して、宝飾品を製作するかを検討します。また、販売についてもサプライチェーンの構築は必要と考えられますので、このための費用も発生する可能性があります。現時点では予測する数値を持っておりません。

前回の資金調達で原石生産設備の増強はほとんどできておりませんので、これらの増強を進める所存です。また、カラーダイヤモンドが開発できており、当社のルースや宝飾品としての品揃えの点から、非常に重要な商品となると考えております。今般の投資では、カラーダイヤを生産するための成長装置としても使用できるように対応する計画です。

また、販売方法の一つとして、ネットを通じての販売を積極的に行う計画です。HPの作成や、SNS等による宣伝活動、インフルエンサーの活用等に約220百万円を使用する所存です。

なお、資金使途の内訳は以下のとおりです。

- 1) 原石生産能力増強：成長装置40百万円x12台
- 2) 多結晶部分切断装置：100百万円x1台
- 3) 宝石及び宝飾品の販売体制の構築：220百万円

開発並びに製造工場の増、新設

上記の各種装置を収納し、開発や生産作業を実施するには、現在保有している生産工場や開発工場の面積が不足しています。開発センターは既に新規の設備導入はほとんど不可能で、島工場には約500m²の空きスペースが残っているにすぎません。上記の設備を全て導入した場合には、最低でも1500m²の面積が必要と考えており、このスペースを新たな建物で確保する必要があります。

現在の開発センターや、横江、島工場がある茨木市の南地区で、この条件に適合する貸建物を探すか、土地を借りて建屋を建設するかを、検討しております。現在の最有力候補としては、島工場の南側の隣接地があります。一部の土地は購入し、残りは借地として利用しますが、利用するために必要な地盤改良等の諸工事を合わせ、建物を建てる準備費用としては約3億円を想定しています。

また、現在の本社が工場等と離れた場所にあり、業務への影響も生じておりますので、本社との統合も含めて検討を行いたいと考えております。

本社との統合も視野に入れた建屋の建設では、最低でも2000m²の床面積が必要で、その場合の建設関連費用は8億円程度を要するものと考えております。大型の投資となりますので、この投資については当社ビジネスの状況を見ながら、決断をする所存です。仮に本田技研との共同研究が開始されれば、2027年4月頃には大型ウエハ開発のための各種開発設備のスペースが必要ですが、上記の建屋建設が間に合わない場合には、島工場や横江工場の空きスペースに仮設置を行った後、建屋完成を待って移転させることを検討いたします。

- 1)一部の土地購入費用：120百万円
- 2)建設予定地の整地、届出等：80百万円
- 3)本社、開発兼用建物建設：482百万円
- 4)部分的なクリーンルーム構築：100百万円

2025年度に行った設備投資は、以下の状況でした。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の生産能力増加率
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
横江工場 (大阪府茨木市)	研磨工程増産投資	77,439	77,439	自己資金及び借入金	2024年11月	2025年10月	15%
	低抵抗基板増産投資	131,907	131,907	自己資金及び借入金	2025年3月	2025年8月	65%
開発センター (大阪府茨木市)	ウエハ形状計測	39,614	39,614	自己資金及び借入金	2025年4月	2025年12月	-
	大型単結晶開発投資	19,080	19,080	自己資金及び借入金	2025年5月	2026年1月	-

2026年度の投資予定

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の生産能力増加率
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
横江工場 (大阪府茨木市)	高真空成長装置 新設、改造	55,000	0	自己資金	2026年5月	2027年4月	5%
	大面積成長装置 (915MHz)	15,000	0	自己資金	2026年10月	2027年10月	10%
島工場 (大阪府茨木市)	ウォーター ジェットレー ザー	120,000	0	自己資金	2026年9月	2027年10月	20%
	原石成長装置	200,000	0	自己資金	2026年8月	2027年5月	10%
	島工場 (大阪府茨木 市) 大型研磨試作機	50,000	0	自己資金	2026年12月	2027年10月	-
	通常研磨装置	40,000	0	自己資金	2026年8月	2027年3月	-
開発センター (大阪府茨木市)	両面ラップ装置	30,000	0	自己資金	2026年8月	2027年2月	-
	ウエハ形状計測 置	30,000	0	自己資金	2026年10月	2027年2月	-
別立地 (大阪府茨木市)	用地購入	180,000	0	自己資金	2026年9月	2027年4月	-
	用地工事	15,000	0	自己資金	2026年10月	2027年10月	-

(注) 2026年度の投資予定における全ての項目について本資金調達による調達資金を充当予定です。

また、過去のファイナンスに係る調達状況及び充当状況は以下のとおりです。
第三者割当による第17回新株予約権の発行

割当日	2024年9月4日
発行新株予約権数	23,000個
発行価額	新株予約権1個につき金420円（総額9,660,000円）
発行時における調達予定資金の額	2,138,660千円（差引手取概算額）円
割当先	野村證券株式会社
募集時における発行済株式総数	13,155,600株
当該募集による潜在株式数	普通株式2,300,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：2,300,000株
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	1,547百万円（差引手取概算額）
発行時における当初の資金使途及び金額	宝石加工に係る設備投資資金：550百万円 原石増産用成長装置に係る設備投資資金：780百万円 デバイス関連開発装置に係る設備投資資金：450百万円 海外現地法人の設立等及びデバイス開発における従業員雇用に係る運転資金：358百万円
発行時における支出予定時期	2024年9月～2027年9月
資金使途変更後の資金使途及び金額 （下線部が変更箇所）	原石増産用成長装置に係る設備投資資金：175百万円 デバイス関連開発装置に係る設備投資資金：111百万円 海外現地法人の設立等及びデバイス開発における従業員雇用に係る運転資金：358百万円 開発並びに製造工場の増、新設：903百万円
資金使途変更後の支出時期	2024年12月～2025年10月 2024年10月～2026年3月 2024年10月～2026年3月 2027年8月～2028年12月 （2028年12月までに全額充当予定）
現時点における充当状況	原石増産用成長装置に係る設備投資資金：175百万円（未充当額0円） デバイス関連開発装置に係る設備投資資金：111百万円（未充当額0円） 海外現地法人の設立等及びデバイス開発における従業員雇用に係る運転資金：358百万円（未充当額0円） 開発並びに製造工場の増、新設：全額未充当（2028年12月までに調達資金の残存額を全額充当予定）

- （注）1．2026年2月4日付「行使価額修正条項付新株予約権の大量行使及び行使完了、並びに月間行使状況に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、第17回新株予約権の行使は完了しております。
- 2．本有価証券届出提出日付で上記のとおり資金使途及び支出予定時期を変更いたします。
- 3．第17回新株予約権による資金調達は2026年1月末まで進捗が遅く、その時点では9億円程度しか調達できておりませんでした。この金額では大型の投資を行う決断ができず、宝石加工の設備投資や工場の改造に着手できませんでした。一方、種結晶や宝石の販売について、SFD IndiaやSFD Antwerpを稼働させる必要があり、このために予想以上の資金を使用しました。また、SFD及びSFD Antwerpで宝石を販売してユーザーを確保するために、当座の販売用ルースを購入し、在庫として保有しました。宝石ビジネスの実行手順が当初計画と異なったため、資金の使用が計画どおりには進みませんでした。
- 4．資金使途変更後の資金使途「開発並びに製造工場の増、新設」は、上記「開発並びに製造工場の増、新設」と同様です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

竹内工業

a. 割当予定先の概要

名称	竹内工業株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市中川区清川町一丁目一番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 竹内 祐介
資本金	43百万円(2026年3月31日現在)
事業の内容	自動車用ジャッキ製造、自動車用ステアリング部品製造
主たる出資者及びその出資比率	竹内亮平 26.8% 竹内工業株式会社 20.9% (2026年3月31日現在)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、2026年3月31日現在、当社の普通株式を911,000株保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先は、当社の事業における外注加工に係る取引先であります。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途記載のある場合を除き、2026年5月27日現在におけるものです。

槌屋

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社 槌屋
本店の所在地	愛知県名古屋市中区上前津二丁目9番29号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大原 鉦一
資本金	100百万円(2026年3月31日現在)
事業の内容	化成品卸売業
主たる出資者及びその出資比率	槌屋HC株式会社:100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、2026年3月31日現在、当社の普通株式を208,500株保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先は、当社のウエハ製造工程の一部を外注すると共に、製造技術に関する共同開発を行っている会社であります。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途記載のある場合を除き、2026年5月27日現在におけるものです。

岡三証券

a. 割当予定先の概要

名称	岡三証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大杉 茂
資本金	5,000百万円(2025年3月31日現在)
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社岡三証券グループ:100%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との関係」欄は、別途記載のある場合を除き、2026年5月27日現在におけるものです。

c. 割当予定先を選定した理由

竹内工業

同社は、当社のウエハの最終加工を行う事業における外注加工に係る取引先であります。当社は長期的な関係強化を目的として、2026年3月中旬に、当社より同社に出資の依頼をいたしました。協議の結果、同社から当社の事業及び今後の成長性、社会的存在価値等についての理解のもと、依頼を応諾いただける旨の回答を受領し、本新株式の割当先として適当であると判断したことから、本新株式の割当予定先として選定いたしました。ダイヤモンドの成長や加工は、同社の本業とは関係ありませんが、当社は同社から、当社の工程の一部を同社に分担させることを要請されました。これは2013年頃に自動車産業が一斉に海外に進出する必要性が生じた際に、同社はその方法を取らずに会社を継続することを検討し、次世代の業務として当社の外注先となることを選択したためです。これを実現するために、同社はダイヤモンド生産用の工場建屋を建設し、成長装置やレーザー加工機の購入を同社の資金で実施しております。

槌屋

同社は、当社のウエハ製造工程の一部を外注すると共に、製造技術に関する共同開発を行っている会社であります。同社は、今後重要度が高まることが見込まれる加工工程の一部を委託しており、長期的な関係構築・強化を目的として、2026年4月上旬に、当社より同社に出資の依頼をいたしました。協議の結果、同社から当社の事業及び今後の成長性、社会的存在価値等についての理解のもと、依頼を応諾いただける旨の回答を受領し、本新株式の割当先として適当であると判断したことから、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

同社は現在ウエハの外周部を研磨する「ベベリング」と呼ばれる工程を受け持っています。これは、薄い円盤であるウエハの縁がとがっていると、搬送中に引っかかることがあるため、角を削り落とす工程です。この工程の手法を同社が開発し、量産ができる体制としました。また、同社はダイヤモンドウエハ等の研磨技術について当社と共同研究を行っています。これにより既に粗研磨に関する新しい方法を提案し、かかる方法が実用化されています。

岡三証券

当社は、当社の置かれている状況、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。このような状況の中で、2026年2月に岡三証券より、本新株予約権の提案を受けました。その後、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由(2)資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、岡三証券より提案を受けた本新株予約権による資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら当社の判断によって希薄化をコントロールでき、成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致していることに加え、岡三証券は国内に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること等を総合的に判断した上で、岡三証券を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

本新株式の総数は483,000株です。当社は、竹内工業及び槌屋に以下に記載する株数を割り当てます。

但し、かかる各株式数は、本新株式が、1株当たり発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額で発行されると仮定した場合の見込数であり、本新株式の割当予定先である、竹内工業及び槌屋のそれぞれに対する割当予定金額である3億円及び2億円のそれぞれを発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,035円で除した数(100株未満切捨て)として算出しております。実際の発行数は、竹内工業及び槌屋のそれぞれに対する割当予定金額である3億円及び2億円のそれぞれを条件決定日に決定される発行価格で除した数(100株未満切捨て)となります。

竹内工業 289,800株

槌屋 193,200株

本新株予約権

本新株予約権の目的である株式の総数は、3,000,000株であり、その全てが岡三証券に割り当てられます。

e. 株式等の保有方針

竹内工業

当社は、竹内工業との間で締結する本新株式に係る買取契約において、本新株式の保有方針について、現時点において、純投資目的以外の目的(取引関係の維持・強化)で、中長期的に保有する意向である旨取り決めております。なお、当社は、竹内工業より、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

槌屋

当社は、槌屋との間で締結する本新株式に係る買取契約において、本新株式の保有方針について、現時点において、純投資目的以外の目的(取引関係の維持・強化)で、中長期的に保有する意向である旨取り決めております。なお、当社は、槌屋より、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

岡三証券

岡三証券と締結する本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、岡三証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、岡三証券と締結する本買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(岡三証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払い込みに要する資金等の状況

竹内工業

当社は、竹内工業の資産残高を銀行口座の預金通帳(2026年5月11日時点)により確認し、本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有していることを確認しております。そのため、竹内工業に割り当てられる本新株式に係る払込みに必要な資金は十分であると判断しております。

槌屋

当社は、槌屋から本日時点において本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有している旨の誓約書を受領しております。また、槌屋が本新株式の払込みのために必要かつ十分な資金を保有している旨の口頭での報告を槌屋から受けております。そのため、槌屋に割り当てられる本新株式に係る払込みに必要な資金は十分であると判断しております。

岡三証券

岡三証券からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先の第22期の決算公告における貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産(現金・預金:23,751百万円、流動資産計:1,195,524百万円)を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

竹内工業

当社は、割当予定先である竹内工業について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。さらに、当社においても、インターネット検索による調査を実施し、竹内工業(その役員及び主要株主を含みます。)が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表取締役:小坂橋 仁、住所:東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2階)(以下「リスクプロ」といいます。)に調査を依頼いたしました。リスクプロからは、反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースから調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・内容は妥当であり、割当予定先・割当予定先の役員及び主要株主は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

槌屋

当社は、割当予定先である槌屋について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。さらに、当社においても、インターネット検索による調査を実施し、槌屋(その役員及び主要株主を含みます。)が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に第三者調査機関であるリスクプロに調査を依頼いたしました。リスクプロからは、反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースから調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・内容は妥当であり、割当予定先・割当予定先の役員及び主要株主は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

岡三証券

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第53号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

また、割当予定先の完全親会社である株式会社岡三証券グループが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2025年6月30日)において「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。」と公表しております。

さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等には該当せず、また、特定団体等とは何らかの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式において譲渡制限は付されていません。

また、本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株式

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株予約権の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込みつつ、既存株主の利益に配慮するため、本新株式1株当たりの払込金額を、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い額とする予定です。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、発行決議日又は条件決定日の直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法について、条件決定日の直前取引日の終値の92%を1つの基準としているものの、発行決議日の直前取引日の終値の90%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより割当予定先が負う価格下落リスク、割当予定先との長期的な関係強化により中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、各割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、仮に本新株式の払込金額が発行決議日の直前取引日の終値である1,125円の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額となった場合、かかる払込金額は、発行決議日の直前取引日(2026年5月26日)までの直前1か月間の終値の単純平均値である1,229円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して15.79%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3か月間の終値の単純平均値である1,252円に対して17.33%のディスカウント、同直前6か月間の終値の単純平均値である984円に対して5.18%のプレミアムとなる金額です。

なお、本新株式の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株式の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果については別途開示いたします。)、当社は、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

さらに、当社監査役3名(全て社外監査役)全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、上記の決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見がなされています。

本新株予約権

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、発行決議日と同日に中期経営計画が公表されるとともに、本新株式の発行が決議・公表され、当該公表を受けての株価の値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社プルータス・コンサルティング、代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該算定機関は、価格

算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、当該算定機関は、評価基準日(2026年5月26日)における当社株式の株価(1,125円)、ボラティリティ(82.52%)、配当利回り(0%)、無リスク利子率(1.415%)等を考慮し、当社及び岡三証券の権利行使行動等に関する一定の前提(取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われず、本新株予約権の割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。)を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、岡三証券との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金1,120円としました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2026年5月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,125円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、岡三証券との間での協議を経て8%としました。

なお、本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果については別途開示いたします。)、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(全て社外監査役)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による最大新規発行株式数483,000株(議決権数4,830個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株(議決権数30,000個)を合算した株式数は3,483,000株(議決権数34,830個)であり、2026年3月31日現在における当社発行済株式総数15,474,600株(議決権数154,385個)を分母とする最大希薄化率は22.51%(議決権ベースの最大希薄化率は22.56%)に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株式及び本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、これは当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、今般の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数3,000,000株に対し、東京証券取引所における当社普通株式の過去6か月(2025年11月から2026年4月まで)における1日あたり平均出来高は1,195,297株、過去3か月(2026年2月から2026年4月まで)における1日あたり平均出来高は2,066,958株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
竹内工業株式会社	名古屋市中川区清川町一丁目一番地	911,000	5.90	1,200,800	6.35
藤森 直治	大阪府箕面市	1,062,900	6.88	1,062,900	5.62
株式会社榎屋	名古屋市中区上前津二丁目9番29号	208,500	1.35	401,700	2.12
加茂 睦和	茨城県土浦市	300,000	1.94	300,000	1.59
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4-3	277,500	1.80	277,500	1.47
北城 格太郎	横浜市青葉区	271,000	1.76	271,000	1.43
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	258,556	1.67	258,556	1.37
株式会社フューチャーパートナーズ	東京都港区北青山二丁目8-44	250,000	1.62	250,000	1.32
三星ダイヤモンド工業株式会社	大阪府摂津市香霞園32番12号	200,000	1.30	200,000	1.06
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10号	106,400	0.69	106,400	0.56
計	-	3,845,856	24.91	4,328,856	22.88

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数154,385個に、本新株式の発行及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数(34,830個)を加えた数で除して算出した数値となります。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となりますが、割当予定先については、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日近畿財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第17期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年5月27日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月3日に近畿財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月12日に近畿財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正臨時報告書(上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書)を2026年5月18日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年5月27日)までの間において、変更及び追加がありました。「事業等のリスク」に関する変更及び追加は、下記下線のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年5月27日)現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第2 事業の状況

3 事業等のリスク (1)乃至(20)略

(21) 法的規制等

当社は事業活動において、輸出貿易管理令、製造物責任法、外国為替及び外国貿易法、特許法、下請代金支払遅延等防止法、建築基準法、借地借家法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物処理法、大気汚染防止法等の各種法的規制を受けておりますが、上記法的規制等の新設や改正等が行われた場合には、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、法令等の遵守に努めておりますが、何らかの理由で上記法的規制等への抵触が発生した場合、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

経済産業省は、経済安全保障強化のため、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」を制定し、2022年12月6日に施行されました。その中に規制対象として半導体基板としての三酸化二ガリウム(Ga₂O₃)とダイヤモンドが追加されました。当社は、研究用基板のみならず主力製品の種結晶等についても、関係機関や当局とコミュニケーションをとり、改正後の法令に則した対応等について確認を行ってきました。

当社は、当社の製造するダイヤモンドが半導体材料として不十分な特性を持っていることから、同政令改正後も輸出を継続しておりました。これに対し2023年4月に経済産業省から、政令の趣旨に沿った的確な対応するようにとの指示があり、2023年4月以降、一時的に製品の輸出取引を保留しておりました。2023年5月に、当局から、1,000千円/件以下の輸出案件に対して輸出を承認されたので、一部の製品の出荷を開始いたしました。さらに、2023年6月に改正後の法令に則し、規制対象品として輸出許可申請を行って輸出許可を得るようにとの見解が示されました。そのため、2023年6月下旬から各種製品の輸出申請を開始し、7月以降には、順次輸出許可を得て、出荷を開始いたしました。

しかし、輸出許可を取得するまでに時間を要することから、製品の納期が長期化し、一部の顧客からはこのことが理由で受注に結び付かない事態も発生しました。

2023年10月には一般包括許可を取得し、欧米やオーストラリアに対しては輸出許可を得ずに出荷できるようになりました。これによって、これらの地域に関しては納期が長くなる事態は避けられるようになりました。引き続き、特別一般包括許可を取得し、規制対象国以外には輸出許可を得ずに出荷できるように、申請手続きを準備しております。

なお、当社が2022年12月から2023年4月にかけて規制品目であるダイヤモンド基板等を、経済産業省の許可を得ずに輸出しておりましたことに関し、経済産業省より2024年5月21日に「厳正な輸出管理の徹底について(厳重注意)」を受領しました。当社としては、今回の事態を厳粛に受け止め、貿易管理委員会を設置し、これまで以上に法令遵守を徹底し、社内体制を整備することにより、再発防止に努めております。

2026年3月31日にエス・エフ・ディー株式会社を当社に吸収合併しましたので、現在はリスクとなっていません。

2025年5月に輸出貿易管理令の一部が改正され、ダイヤモンドは規制品として輸出許可を経済産業省の本省へ申請することとなりました。それまでは近畿経産局への申請を行い、概ね2週間以内に許可が出されていましたが、本省への申請となって許可までの期間が大幅に長くなりました。これまでの実績としては2ないし3か月でした。このことによって当社製品の納期が長期間となって、顧客にとっては必要な時期に当社製品を入手できない場合が発生することとなりました。これにより場合によっては受注ができなかったり、受注がキャンセルされたりするリスクが出てきました。当社は顧客に対し輸出許可取得に要する期間を事前に説明していますが、顧客との関係に影響を与え、当社の営業成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イーディーピー 本店
(大阪府豊中市上新田四丁目6番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。